

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
福祉サービス利用援助事業利用料減免実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、福祉サービス利用援助事業利用者である低所得者に対して、福祉サービス利用援助事業実施要綱第10条第4項の規定に基づき、利用料の減免を行うことにより安心して自立した生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 減免の対象者は、福祉サービス利用援助事業実施要綱第2条に定める利用対象者の契約者で次に該当する者とする。

(1) 生活保護受給者を除く町民税非課税の者

(減免の程度)

第3条 減免の程度は、利用料（移動費を含む）の2分の1を原則とする。ただし、1ヶ月の減免金額は、利用者1人につき5,000円を超えないものとする。

2 利用者から預金通帳または書類等を預かった際に生じる預り料は、全額免除とする。

(減免実施の申請)

第4条 減免実施を申請しようとする者は、福祉サービス利用援助事業利用料減免申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付して本会会長に提出しなければならない。

(1) 第2条の対象者であることを証明する書類の原本

2 会長は、前項の規定による申請を受けた場合は、申請内容を審査の上、速やかに減免実施の適否を決定し、福祉サービス利用援助事業利用料減免実施決定通知書（別記様式第2号）又は、福祉サービス利用援助事業減免実施却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(減免実施の期間)

第5条 減免実施の期間は、減免実施決定日の属する月の1日から次の5月末日までとする。

(減免実施方法)

第6条 減免実施方法は、第3条の規定に基づき、減額した額を徴収するものとする。

(減免金額の返還)

第7条 会長は、偽りその他不正な手段により減免を受けた利用者があるときは、減免金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(他の減免措置との調整)

第8条 京都府などが実施する減免を受ける場合は、この要綱に基づく減額は行われぬものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年 7月 1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（福）精華町社会福祉協議会長 様

申請者氏名 印
申請者住所
申請者電話番号

福祉サービス利用援助事業利用料減免申請書

福祉サービス利用援助事業利用料減免実施要綱第4条に基づき、下記のとおり利用料の減免を申請します。

対象者	氏名	
	住所	
	電話番号	
福祉サービス利用 援助事業契約日	年 月 日	
サービスの種類	<input type="checkbox"/> 福祉サービス利用援助 <input type="checkbox"/> 日常的金銭管理 <input type="checkbox"/> 通帳・はんこの預かり <input type="checkbox"/> その他（ ）	
添付書類		

別記様式第2号（第4条関係）

精社協 発第 号
年 月 日

（ 申 請 者 ） 様

（福）精華町社会福祉協議会
会長 印

福祉サービス利用援助事業減免実施決定通知書

年 月 日付で申請のありました福祉サービス利用援助事業利用料減免申請につきまして、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

決 定 番 号	
利 用 者	
減免実施期間	

別記様式第3号（第4条関係）

精社協 発第 号
年 月 日

様

（福）精華町社会福祉協議会
会長 印

福祉サービス利用援助事業減免実施却下通知書

年 月 日付で申請のありました福祉サービス利用援助事業利用料減免申請につきまして、下記のとおり却下しましたので、通知いたします。

記

【却下理由】